

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月27日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第2号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢18歳以上（ただし、乗合自動車運転士については <u>19</u> 歳以上、高速鉄道運転士については20歳以上）35歳未満（ただし、高速鉄道運転士については30歳未満）の者であって、つこうとする職	1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢18歳以上（ただし、乗合自動車運転士については <u>21</u> 歳以上、高速鉄道運転士については20歳以上）35歳未満（ただし、高速鉄道運転士については30歳未満）の者であって、つこうとする職

		<p>に必要な免許又は資格を有すること。（電工については職に必要な特殊の技能及び相当期間の業務経験を有すること。）</p> <p>(2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。</p>			<p>に必要な免許又は資格を有すること。（電工については職に必要な特殊の技能及び相当期間の業務経験を有すること。）</p> <p>(2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。</p>
2	[略]	[略]	2	[略]	[略]
3	[略]	[略]	3	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年8月27日から施行する。